

予算決算常任委員会〈全体会〉会議録

令和7年8月28日（木）

令和7年8月28日（木）午前10時58分から予算決算常任委員会〈全体会〉を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	丸山 国一	副委員長	矢崎 友規
委員	中村 勝彦		日向 正
	岡部紀久雄		高畑 一幸
	青柳 好文		高野 浩一
	飯島 孝也		小林真理子
	平塚 悟		相沢 俊行
	小野 公秀		佐藤 浩美
	有賀 公子		萩原 哲也

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席したものは、次のとおりである。

議長 廣瀬 明弘

○ 説明のため出席したものは、次のとおりである。

総務課長	志村 裕喜
財政課長	田口 俊
税務課長	飯島 泉
市民課長	河村 敬
子育て支援課長	矢口 成彦
総務課	高石 宏満
財政課	中村 明博
税務課	吉岡 栄治
市民課	日原 裕子

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第55号 令和7年度甲州市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 令和7年度甲州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

〔開会 午前10時58分〕

- 委員長（丸山国一君） ご苦労さまです。

初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知願います。

ただいまの出席委員16人、定足数に達しておりますので、これより予算決算常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（丸山国一君） 初めに、議長が見えておりますので、挨拶を受けます。

- 議長（廣瀬明弘君） ご苦労さまでございます。

初日に、補正予算2件ということの審議をお願いしたいと思います。しっかりご審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

開議

- 委員長（丸山国一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、本日の本会議において当委員会に審査を付託された補正予算案2件について、審査をお願いいたします。

議案第55号

- 委員長（丸山国一君） 初めに、議案第55号 令和7年度甲州市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（丸山国一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 質疑は特にないのですけれども、討論はありますか。
- 委員長（丸山国一君） ええ、この後で。
- 委員（佐藤浩美君） はい、そのときで結構です。
- 委員長（丸山国一君） 質疑はございませんか。

中村委員。

- 委員（中村勝彦君） システム改修で7か月間かかるということですが、先ほど内容は聞きましたけれども、これは、順調に手配はできると思うのですが、どんな流れでなっていくのかなというのをもう一度お願いいたします。

この改修というのが間に合わないとならぬのか、初日で議決しなければいけないというのは、間に合わせなければいけないということなのですか、システム改修というのは、間に合わない場合はどんな影響が出てくるのか、お願いいたします。

- 委員長（丸山国一君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

システム改修につきましては、今までの新たに国民健康保険税の帳票の中に、子ども・子育て支援金分というような項目が追加された新レイアウトが取り込めるような内容、決定通知などの外部帳票の変更、それから、確定月次等の賦課処理、徴収等に係る子ども・子育て支援金の項目の追加に関することですか、そういったものがプラスになります。

本日も議決をいただきまして、速やかに契約をさせていただいて、システム改修に入りまして、来年度の国保税の当初課税にはしっかり間に合うようなシステム改修の予定をしております。

以上です。

（「間に合わない場合」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 間に合わない場合は、考えていますか。
- 市民課長（河村 敬君） 間に合わないということは想定しておりませんので、本日のご議決をよろしくお願いいたします。
- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） 国民健康保険を所管する市民課に聞くのも少し違うのかもしれないですけども、子ども・子育て支援金を来年の4月からということですけども、その支援金の内容、本当だったら子育て支援課等から少し説明を伺いたいなという部分もあります。

どのように支援金が徴収をされ、国保に限らずですよ、徴収をされ、それがどのように使われるのかというところで、もう少し補足の説明を当局からいただけたらと思うのですが、よろしいでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

今、国から示されている範囲内でのお答えをさせていただきます。

まず、徴収された支援金の使途につきましては、子ども・子育て世帯向けの給付にのみ充てられるということになっております。

令和6年10月から、児童手当の抜本的な拡充、所得制限の廃止、高校生までの支給期間延長、第3子以降の支給額の増加というものがございました。その財源を捻出するためと聞いております。

それから、令和7年4月からでございますが、妊婦のための支援給付、妊婦出産時の10万円相当の給付金、こちらの財源に充てるということでございます。

令和8年4月からは、こども誰でも通園制度、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定期間までの利用枠内で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付ということで、国のほうが考えているということでございます。

それから、令和7年4月からでございますが、出生後休業支援給付金、育児休業給付手取りの10割相当を支給するという財源。

それから、これも令和7年4月からでございますが、育児短時就業給付、短時間勤務中の賃金の10%を支給ということでございます。

これらのほか、子ども・子育て支援特例公債の償還金にも充てられる財源になるということで、あくまでも、子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てられる財源ということ为国からお示しをさせていただいております。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） ありがとうございます。

今、ご説明いただいて、また、こども家庭庁のホームページにも載っている内容でもあるので、承知はするところなのですが、今度は逆に、このシステム改修、来年4月からというので、納付、徴収される額というのが所得に応じてとか、そういったところがあると思うのですが、一般的にどのぐらいになるのか、そういう試算的なところはどのように、甲州市民の国保加入者に対してはどのような徴収、一般的なモデルケースで構いませんので、試算をされているのかどうかというところを確認でお伺いいたします。

- 委員長（丸山国一君） 河村市民課長。

- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

今、平塚委員からありましたこども家庭庁の示している子ども・子育て支援金に関する試算、医療保険加入者1人当たりの平均月額ということでございますが、全制度平均1人当たり250円、被保険者、協会けんぽですとか、健保組合、共済組合、国民健康保険、後期高齢者と、いろんな社会保険の仕組みがありますが、全制度平均では250円を見込んでいるということを示されております。

これが令和8年度の見込額でございますが、令和9年、令和10年ということで、全制度平均、令和9年度には350円、令和10年度の見込みは450円というようなことも示されておりますが、あくまでもこれは平均のもので、この制度自体がどういうふうになっていくかということの詳細については、今後政令等が出てくると思いますので、あくまでもこれは全制度の、全社会保険加入者の平均値ということでご理解いただければと思います。

- 委員長（丸山国一君） 月額か年額か、金額を。

- 市民課長（河村 敬君） 月額の金額でございます。

以上です。

- 委員（平塚 悟君） はい、理解しました。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） まだいろいろ流動的なところはあるのかもしれませんが、徴収するのが保険税ではないのですよね。

ただ、今度新しく追加されるものが保険税ではなくて、徴収されるものとその違いが分

からないのですよね。国民健康保険税ではなくて、250円、保険税が増えるという感覚でいいのですかね、別途何か徴収されるものが創設されるわけではないのですかね。

- 委員長（丸山国一君） 河村市民課長。
- 市民課長（河村 敬君） お答えいたします。

各制度、料と税がございますが、社会保険料のところは料で取りますし、国民健康保険税であれば税で徴収するというので、後期高齢者の医療保険の場合は料でございまして、料に上乗せをして徴収するという形になっております。

以上でございまして。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。
ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） それでは、議案第55号について質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 国で決めて、そして、そのことを市で執行しなければならないという状況の中で、これに対して反対をしてもどうしようもないということを十分分かっているのですけれども、反対をせざるを得ないということで反対をさせていただきます。

申し上げますのは、やはりこの子ども・子育て支援金制度というものは、少子化に対しての支援制度ということは十分分かるし、大事なことでしょう。けれども、それを国保に上乗せをする、後に出てくる後期高齢者のところでも上乗せをすると、そういうことである。必要ならば増税をするべきだと私は思います。

例えば消費税で、消費税のうちの社会保障の部分は消費税で賄うのだというふうにあれほど言っている、それと同様に、必要ならば消費税のほうにそれを上乗せするべきだというふうに思います。けれども、それを覆い隠す形でと言ったら語弊があるかもしれませんが、目立たないような形で、いつの間にか国保税に上乗せしていく。

国保税も、そもそもの国保税プラス、今介護給付のための上乗せがあり、後期高齢者のための上乗せがあって、定額でなっているわけですよね。先ほど1人月額250円とおっしゃいましたけれども、それが今後上がっていくことも考えられるし、それは250円というのを……。

(発言する者あり)

- 委員長（丸山国一君） 反対討論がちょっと長過ぎますから。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。
- 委員長（丸山国一君） ポイントを絞ってください。
- 委員（佐藤浩美君） ということでありまして、市の市民課では大変苦渋なというか、やらざるを得ないという形でやられるかと思えますけれども、このシステムを改修することはイコール上乘せをしていくということですので、それでなくても国保税が高いというふうに私は思っていますので、反対をさせていただきます。
- 委員長（丸山国一君） ただいま佐藤委員より反対の討論がございました。
賛成の討論はございませんか。
中村委員。
- 委員（中村勝彦君） 国の制度によって、子ども・子育て支援金制度準備事業費補助金ということで、ただいま審議をしているところであります。制度自体の賛否を問うところではなくて、準備をしっかりと進めていくという予算でありますので、これはやらざるを得ないものではないかなと思ひ、賛成の討論をさせていただきます。
- 委員長（丸山国一君） ほかに賛成の討論はございませんか。
(発言する者なし)
- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。
続いて、議案第55号について起立による表決を行います。
賛成の委員の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 委員長（丸山国一君） 起立多数でありますので、議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号

- 委員長（丸山国一君） 次に、議案第56号 令和7年度甲州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。
当局の説明を求めます。
(当局説明)
- 委員長（丸山国一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(丸山国一君) よろしいでしょうか。

内容的には、先ほどの第55号と一緒にということでございます。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

- 委員長(丸山国一君) 議案第56号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

- 委員長(丸山国一君) それでは、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議あります」「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(丸山国一君) ご異議がございますので、起立による採決を行います。

議案第56号について原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(丸山国一君) 賛成多数でございます。

よって、議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもって、予算決算常任委員会を散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いいたします。

- 副委員長(矢崎友規君) 皆様、大変お疲れさまでございました。

引き続き本会議となります。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会いたします。

[散会 午前11時20分]